３　（略）

４　生物多様性ビジネス推進室は、生物の多様性の確保に資する経済への移行に関する施策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

５　生物多様性ビジネス推進室に、室長を置く。

（循環型社会推進室及び企画官）

第二十二条　（略）

２　（略）

３　循環型社会推進室に、室長を置く。

附　則

この省令は、令和八年八月一日から施行する。

○防衛省令第十九号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十号）の一部の施行に伴い、及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十七条の六の二第六項第四号の規定に基づき、自衛官等に対する療養の給付等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

防衛大臣　小泉進次郎

自衛官等に対する療養の給付等に関する省令の一部を改正する省令

自衛官等に対する療養の給付等に関する省令（令和六年防衛省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
３　（略） （新設） （新設） （循環型社会推進室及び企画官） **第二十二条**　（略） ２　（略） ３　循環型社会推進室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。	３　（略） （新設） （新設） （循環型社会推進室及び企画官） **第二十二条**　（略） ２　（略） ３　循環型社会推進室に、室長を置く。
（高額療養費） **第十六条**　令第十七条の六各項及び第十七条の六の二の二第一項から第五項までの規定により高額療養費の支給を受けようとする自衛官等は、別紙様式第五の月間の高額療養費請求書を実施機関の長に提出しなければならない。 ２　自衛官等が次の各号のいずれかに該当する者である場合には、前項の請求書に、当該各号に該当する者であることを証明する書類を添付しなければならない。 一～四　［略］ 五　令第十七条の六の二の二第一項第五号に該当する者 ３　［略］ ４　令第十七条の六第三項の規定による認定（次項において単に「認定」という。）については、第十八条第一項又は第六項の規定による認定を受けることにより、認定を受けるものとする。ただし、令第十七条の六の二の二第一項第一号又は第二号に掲げる者については、認定を受けているものとみなす。 ５　認定を受けようとする自衛官等が令第十七条の六の二の二第一項第五号に該当するときは、第三項で定める医療に関する給付の実施機関を経由して、次に掲げる事項を実施機関の長に申し出ることができる。 一～三　［略］ 四　当該自衛官等が令第十七条の六の二の二第一項第五号に該当している旨 ６～14　［略］	（高額療養費） **第十六条**　令第十七条の六各項及び第十七条の六の二各項の規定により高額療養費の支給を受けようとする自衛官等は、別紙様式第五の高額療養費請求書を実施機関の長に提出しなければならない。 ２　自衛官等が次の各号のいずれかに該当する者である場合には、前項の請求書に、当該各号に該当する者であることを証明する書類を添付しなければならない。 一～四　［同上］ 五　令第十七条の六の二第一項第五号に該当する者 ３　［同上］ ４　令第十七条の六第三項の規定による認定（次項において単に「認定」という。）については、第十八条第一項又は第六項の規定による認定を受けることにより、認定を受けるものとする。ただし、令第十七条の六の二第一項第一号又は第二号に掲げる者については、認定を受けているものとみなす。 ５　認定を受けようとする自衛官等が令第十七条の六の二第一項第五号に該当するときは、第三項で定める医療に関する給付の実施機関を経由して、次に掲げる事項を実施機関の長に申し出ることができる。 一～三　［同上］ 四　当該自衛官等が令第十七条の六の二第一項第五号に該当している旨 ６～14　［同上］